

会 議 録			
第 2 回 和光市介護保険運営協議会			
開催年月日・召集時刻		平成 2 7 年 9 月 2 5 日（金）午後 1 時 3 0 分	
開 催 場 所		和光市役所議会等 3 階 全員協議会室	
開催時刻	午後 1 時 3 0 分	閉会時刻	午後 2 時 2 0 分
出 席 委 員		事 務 局	
菅野 隆		保健福祉部長 東内 京一	
金子 正義		長寿あんしん課長 結城 浩一郎	
津川 知子		福祉政策課長 阿部 剛	
田中 公美		長寿あんしん課課長補佐 平川 一朗	
千葉 洋平		長寿あんしん課介護福祉担当	
佐藤 松子		統括主査 堀江 和美	
平内 紀子		主 任 村田 美那	
大西 康之		主 事 青木 順子	
金子 好亘			
富岡 武光			
木暮 晃治			
松根 洋右			
亀田 勝枝			
欠 席 委 員			
臺信 澄子			
荻野 比登美			
備 考			
会議録作成者氏名		青木 順子	

会 議 内 容

事務局

定刻となりましたので、ただいまから、平成27年度第3回和光市介護保険運営協議会を始めさせていただきます。本日はお忙しい中、委員の皆様につきましてはご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

議事に入る前に、本日の資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

資料の不足がある方は挙手をお願いします。(なし)

開会にあたりまして、東内保健福祉部長よりご挨拶を申し上げます。

東内保健福祉部長

本日は雨で足元の悪い中、また急に温度が下がって寒い中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

9月議会も無事終了しました。9月議会前に諮問いたしました補正予算事項についても無事、議決を経て、その施策を遂行できる段階に入っております。

また、国の方では、安倍政権の第2のアベノミクスといったところで、地域包括ケアを進めていく。その中で、介護の離職を0に持っていくといったところの施策は注目していきたいと思います。これは重要で最も力を入れます。

また、介護職員のことについても、和光市は全国20%を超える離職率の中で10%をきる程度に収まっている自治体なので、今後も医療介護の連携の中、市民に対しての充実したサービスを行っていきたいと考えております。

本日は、今、事務局から説明しましたとおり、議事として2案、諮問事項は1件ですが、基盤整備系のお話になります。知ってのとおり、3年で介護保険は整備を確認し、その事業を完了していきます。その中の、中期におけるお話となりますので、ぜひまた忌憚のない意見等をお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局

運営協議会に対しまして市長から諮問をさせていただきます。本来であれば、市長から会長に諮問書をお渡しすべきところですが、本日市長が公務のため不在ですので、東内保健福祉部長が代理で行います。

東内保健福祉部長	(「諮問書」を読み上げ会長に渡す。)
事務局	それでは、議事進行につきましては菅野会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
菅野会長	ただいまから、平成２７年度第２回和光市介護保険運営協議会を開会いたします。まず、本日の委員の出席状況について事務局から報告願います。
事務局	本日の出席委員は、委員１５名中で１３名です。
菅野会長	本日の協議会につきまして、和光市介護保険条例第２０条第２号に規定されている委員の過半数の要件を充足しておりますので、会議は成立となります。 それでは、ただいま諮問がありましたので、これに基づき議事に入ります。 まず、議事録署名人を指名させていただきます。名簿順でございますが、木暮委員、松根委員、議事録の署名をお願いします。 それでは、諮問事項「第６期和光市介護保険事業計画に基づく南エリアにおける『サービス付き高齢者向け住宅及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス等』の事業者決定について」について、事務局より説明をお願いします。 なお、諮問事項につきましては、地域密着型サービス運営部会としての諮問事項となります。
事務局	それでは、第６期和光市介護保険事業計画に基づく南エリアにおける「サービス付き高齢者向け住宅及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス等」の事業者決定について、ご説明させていただきます。 本件は、第６期和光市介護保険事業計画グランドデザイン南エリアにおいて、整備予定のサービス付き高齢者向け住宅の整備事業者を選定いたしましたので、選定事業者を整備事業者として決定することについて、介護保険運営協議会の地域密着型サービス運営部会に対し、答申を求める、お諮りをするというものです。 あわせて参考資料として配布いたしましたリストをご覧ください。本件は２３番の部分が該当します。

まず説明に入る前に、今回の事業者選定の経緯について、簡単に触れさせていただきます。

平成25年9月に事業者を公募して、応募者を募りましたが、南エリアのサービス付き高齢者向け住宅に対する応募者がなかったため、平成25年第2回の運営協議会で、事業者の選定方法を公募から随意選定に変更しています。

さらに、平成26年度の第3回運営協議会で、第5期計画から第6期計画へと承継することについて承認をいただいております。

このたび、選定事業者から提案があり、運営協議会にお諮りすることになりました。

次に、整備事業の概要からご説明いたします。

整備するのは、サービス付き高齢者向け住宅を29室、こちらは共益費等をのぞいた家賃を6万円として提供する予定です。また、事業計画に沿ったこの29室とは別に25室整備し、合計54室の住宅を整備する提案内容をいただいております。

さらに併設する事業として、居宅介護支援事業、訪問介護事業、そして定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを予定しています。

事業予定地の住所は、和光市白子一丁目2025-8と、同じく一丁目2025-9。面積は999.42平方メートル。土地所有者は和光市下新倉二丁目31番28-507の柳下榮子氏。家屋建築主はヤギシタ企画株式会社となっております。

建物の構造は、鉄骨造りの地上4階建て、1階に食堂などの共用部を設け、2～4階に18室ずつ居室を配置する予定です。1階から4階までの述べ床面積は2046.30平方メートルとなっております。

次に選定事業者の名前は、長谷川介護サービス株式会社で、代表取締役は長谷川芳博氏、所在地は東京都豊島区東池袋3丁目1番1号サンシャイン60-57階になります。

長谷川介護サービス株式会社は、イリーゼというブランド名で有料老人ホームやグループホームを展開している業者で、関東地方を中心に現在3千人以上の利用者がいるということです。

ページをめくっていただいて、資料の裏面になりますけれども、今後の整備の予定として28年度までに着工し、11月に開所する予定で、整備を進めていこうと考えております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

菅野会長

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたらお願いしま

	す。
田中委員	入居の基準はありますか？
事務局	入居の基準としては、要介護認定を受けた方が対象になっています。さらに低所得者向けの施設としていることから、所得状況等を勘案して、必要性の高い人が入居できるよう、コミュニティケア会議等に諮り、コーディネートしていく予定になっております。
千葉委員	長谷川介護サービスが入居者にサービスを提供していくのでしょうか？
事務局	今回の高齢者住宅は特定施設ではないので、在宅にいる場合と同様、必要に応じて外部のサービスを受けることになります。ただ、併設事業として居宅介護支援、訪問介護、それから定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスがありますので、ケアマネージャーや、そういった定期巡回のサービスについては、同じ建物の中にいる職員の方についていただく予定です。
木暮委員	29室あるんですが、1部屋あたりの平米数はどれくらいですか。
事務局	18平米以上ある部屋を予定しています。サービス付き高齢者向け住宅につきましては、いわゆる高齢者住まい法に基づくもので、そこで基準が定められていまして、居室の大きさが18平米以上といったところが定められています。 今回整備する部分につきましては、1室あたり18平米～18.75平米の間で居室が設定されておりまして、その基準は満たしています。
木暮委員	今の質問は、いろいろあわせて6万円なら、それが高いか安いかわかるという話を知りたくて。競争が激しくなるのではないかと。
事務局	冒頭でも少し触れましたとおり、今回の整備があくまで低所得者向けのもので6万円の家賃設定にしています。基本的に生活保護のいわゆる住宅扶助は上限額が決まっていまして、その中に収まるように設定しているので、所得の低い方でもご利用いただけるよう6万円にしたところです。

	そういった方につきましては、先ほど説明したように、要介護度・経済状況とかに応じて、実際に必要な方に使っていただくよう市の方でコーディネートしていく形になっております。
木暮委員	そうですか。例えば、生活保護受給者が介護認定を受けた場合、どうなりますか。入れますか。
事務局	そういった場合につきましては、生活保護の住宅扶助費の中からその家賃分がでてきて、ご本人に負担のない形となっております。
木暮委員	了解しました。
平内委員	家賃6万円と出ました。共益費は含まずとのことですが、およそいくらくらい、その他にかかりますか。
事務局	共益費と食費等が自己負担になります。金額はそれぞれ5万4千円ずつを案として考えております。
菅野会長	ずいぶん高いですね。私の知る田舎でサービス付き高齢者向け住宅ですと、食事付で9万9千円くらい。
大西委員	今の申し込み人数はどれくらいいらっしゃいますか？
事務局	これから利用したい方を選定していきますのではっきりと決まっていないですが、この29室に関しましては、ニーズがあると思っております。
菅野会長	その他に何か。
亀田委員	入居者の要介護認定が重度化していると思いますが、専門医の診断とかが必要なのでしょうか。その時は認知症ということで入るそうですが、鬱病や健忘症とか誤診があるというようなことを他の施設で聞いたことがあるのですが専門医の対応はどのようになっているのでしょうか。
菅野会長	要介護者といってもいろいろですが、ある程度共同生活のできる人が中心になるでしょうから、認知症の方は難しいと思いますが、いかが

	でしょうか。
事務局	そうですね、要介護4とか5で、比較的ADLが低下している、日常生活動作に介助がいるという人には、併設して定期巡回・訪問介護看護が入っておりますので、そういったサービスを多用しながら、できるだけサービス付き高齢者向け住宅の方で対応していければと思います。また、認知症も確かに専門的なケアが必要になってくと思いますが、医療と連携しながらドクターからの意見をいただいたり、どうやって対応していくかをケアプランに盛り込んで、こういったサービスだけでなくデイサービスとかいろんなサービスを組み合わせながら、対応していきたいと考えています。
菅野会長	入所している方が介護度があがったというケースは考える必要があると思いますが、当初からそういった介護サービスを考えた上で入所するのは、最初からは難しいと思いますが、いかがですか。
東内保健福祉部長	今の説明に補足させていただきます。 会長の言うとおりの認知症の方は一定度、行動にいろいろ問題があったりする場合があるので、まずは和光市も、この後の報告書にあるように、グループホーム、認知症専門デイサービス、それと小規模多機能型居宅介護の部分で、認知症のレベルに応じて、精神科医や認知症専門医と連携してやっていくのが基本です。ここに先に入っていて、重症化する中で、要介護度2、3とおちていくと。その中でもし認知症の部分が出て来て、ここは住宅ですから、この部分でケアで対応できないとなった場合には、ここからまたグループホーム等に行くようなケースがありますので。 要介護認定を受けて、初期の段階で高齢者向けの住宅のケアで対応できるといったケースで入居していただく、というところになります。
菅野会長	ほかにはいかがでしょうか。
大西委員	低所得者向けということではありますが、これ優先順位っていうのはあるんですか。入りたくても入れない、低所得者向けに作っても、私はこちらに入りたいにもかかわらず、100人、200人待ちということも無きにしも非ずですね。少子高齢化で、先日、老人80歳以上が1,000万を超えました。これで和光市がどのような対策ができるのか。和光市だけでなく日本全体ですね。簡単にちょっといいで

	すか。
事務局	優先順位につきましては、先ほど申し上げておりますとおり、その方のお体の状態や経済状況をみて、ということになります。例えば特別養護老人ホームのご利用を希望して待機している方もいらっしゃいますが、そういった方の中からでも、こちらの低所得者向けのサービス付き高齢者向け住宅で、他のサービスを組み合わせて対応が可能という方がいらっしゃれば、そういう方も順次、誘導といたしますか、ご利用いただけるようコーディネートしていくことになると思います。まずはおっしゃっていただいたとおり、やはり、優先度といったところは、状況・その方の状態等をみながら、適切に順序をつけてやっていきたいと思っております。
菅野会長	そのほかございませんか。それでは、採決に移ります。 諮問事項「第6期和光市介護保険事業計画に基づく南エリアにおける『サービス付き高齢者向け住宅及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス等』の事業者決定について」について、原案のとおり承認することについて、ご異議ございませんか。
各委員	(異議なし)
菅野会長	異議がないので、承認します。 それでは、次に移ります。 承認を求める事項1「第6期和光市介護保険事業計画に基づく北エリアにおける『グループホーム及び看護小規模多機能型居宅介護の併設型施設』と『地域密着型介護老人福祉施設及び定期巡回随時対応型訪問介護看護サービスの併設型施設』の整備について」について、事務局より説明をお願いします。 なお、承認を求める事項につきましては、地域密着型サービス運営部会としての承認事項となります。
事務局	それでは承認を求める事項1「第6期和光市介護保険事業計画に基づく北エリアにおける『グループホーム及び看護小規模多機能型居宅介護の併設型施設』と『地域密着型介護老人福祉施設及び定期巡回随時対応型訪問介護看護サービスの併設型施設』の整備について」について説明いたします。

こちら、整備事業のこれまでの経緯について先に触れさせていただきます。

平成25年10月に、グループホームと、複合型サービス（第6期の今でいう看護小規模多機能型施設）、それからサービス付き高齢者向け住宅等のすべてを併設した形で、整備事業として、整備事業者も決定していたんですけども、事業者から辞退の申し出があり、平成26年度第2回介護保険運営協議会で、第5期計画から第6期計画へと承継することについてご承認をいただいています。

その際に、併せてサービス付き高齢者向け住宅については、地域密着型介護老人福祉施設の定期巡回との併設型へと一部計画を変更した上で承認をいただいています。地域密着型介護老人福祉施設とは、いわゆるミニ特養といわれるもので、定員が30人未満の小規模な介護老人福祉施設のことを指します。

それでは説明に入らせていただきます。まず先に「グループホーム及び看護小規模多機能型居宅介護の併設型施設」について、ご承認をいただきたいのは2点です。「整備予定の年度を変更する」ということと「事業者の選定方法について」です。整備予定を長寿あんしんプランでは、平成27年度としておりましたが、こちら平成28年度に変更させていただきます。また、事業者の選定方法ですが、公募により実施をする予定です。

この2点についてご承認をいただきたいと思います。

今後の整備の予定ですが、事業者の公募を平成28年1月に実施し、事業者を選定した上で、運営協議会にお諮りして、予定では3月頃を予定しております。その上で28年度に着工、平成28年度末には開所できるように整備を予定しております。

続いて、地域密着型介護老人福祉施設及び定期巡回・随時対応型訪問看護介護サービスの併設型施設について、承認をいただきたい内容が2点です。事業計画では、平成28年度整備予定としておりましたが、平成29年度の整備予定へ変更させていただきたいと思います。また、事業者の選定方法については公募を行うということで、ご承認を頂きたいと思います。

説明は以上になります。ご審議よろしくお願いいたします。

菅野会長

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたらお願いします。

松根委員	ここで看護小規模多機能型居宅介護とあるんですが、普通の小規模多機能型居宅介護と何が違うのかを、教えてください。
事務局	まず小規模多機能居宅介護の方、看護がつかない方ですけども、「通い」、その施設の方に通うことを中心として、同じ施設からヘルパーさんが訪問する「訪問」事業と、それからその施設に泊まるという「泊まり」、「通い」と「泊まり」と「訪問」の3つをうまく組み合わせて、臨機応変に対応していくことができる、そういったサービスになります。 メリットとしては同じ施設から、泊まったりとか、通っているところからヘルパーさんが来るということで、利用者さんの混乱が少なかったりするとか、介護者の状況とか、利用者の状況にあわせて、臨機応変に訪問と泊まりと通いを変更していくことができるのがメリットです。 この訪問サービスの方に、看護師さんが訪問するというのが、看護小規模多機能型居宅介護となりまして、医療依存度の高い方ですね、看護師さんの訪問によって、より在宅生活を続けていけるということができているのが特徴になっています。以上です。
松根委員	看護師さんの訪問付きということですね。分かりました。
木暮委員	最後ですが、承認の事項として整備予定年度の変更ということがさらっと書いてありますよね。たぶんですが、これが次のNo. 3に繋がってくるんですよね。これが変更になった理由があると思うんです。変更になった理由を教えてください。28年度が29年度以降へ変更になったでしょう。
事務局	整備年度の変更につきましては、実際に整備をしていく中で、例えば元々、公有地があったり場所が決まっていたりすれば、事業も計画通り進むのですが、今回、和光市の基盤整備・グランドデザインにおいては、基本的には参入する事業者さんが自分たちで土地をみつけて確保していただいて、そこで事業をしていくという中で、なかなかやっぱり和光市は土地の移動がなかなか少ないものですから。そういった事情もございまして、整備年度を少しずらして確実な整備をしていきたい、ということで、今回お諮りするものでございます。

木暮委員	分かりました、以後、こういうことがないように、詰めてNo. 3のほうもお願いしたいと思いますね。
東内保健福祉部長	これ、国の制度だとか、まず整備する事業者・利用者さんに対して補助金ですね、これは交付金なんです、これが絶対ありきでないと介護事業は成り立たないんですね。建物が建って、銀行にお金を借りて、自己資金でやっていく。これが、国からの交付金みたいなものがないと、要は、人件費を払って、そこから借金を返して、事務所経費を回していくというのが、介護事業は非常に難しいです。そういう関係で、必ず和光の場合は、交付金がついたもので、事業者さんの参入を得て、それできちっとした事業をやっていただくと。そういう中では、先ほど事務局もご説明したところですが、土地関係を見つけるのがなかなか苦労します。それが1点なんです。 もう1点が平成27年4月1日から、略称ですけれど、医療介護の総合確保法というのが可決をされスタートして、その中に、医療保険法だとか介護保険法だとかいろんなのがあるんですね。 一番変わったのが、国から出る交付金が、今までいろいろ申請すると国の方から出ていたのが、都道府県に基金が設けられて、特に医療と介護の連携をするお金にいっぱいあげますよと。 会長はじめ医師会さんの方でも、医療介護連携の拠点の整備をやっていく。そういう中で並列に、この交付金も入ってくるんですね。 またまたやっかいなのが、平成28年5月頃に交付金の決定がしたら、28年度中に作り上げなきゃならない。その交付金の内示が出るまでは工事もつけられない、というですね、財務省の交付金の適正化法というのがあって。そういう中でいうと、ちょっとトラブルがあると、どうしても1年後にいくというのが現状なんです。 これを1年前にやったものを、次の年にその補助金を繰り越してくれと、会計年度を繰り越してくれということもできるんですが、今、埼玉県の方針で繰越をやってくれないんですね。それで再スタートになってしまう。 そういういろんなしがらみから、今回はちょっと1年間遅らせて、ただし、私たちも万全を期す形で、大分そういった制度にも慣れてきたので、その辺を見据えながら、正確な基盤整備は期間中に進めていきたいと考えております。
木暮委員	行政の難しさは非常によくわかります。非常に複雑でいかようにも

	ならないんです。次のNo. 3 もお願いします。
亀田委員	利用についてなんですけども、この要介護1以上で市内在住の方とか、介護サービスの金額は定額なんですか。
事務局	基本的に要介護1以上の方になります。包括報酬といいまして、この1回使っていくらというわけではなくて、ひと月いくらという金額になります。参考までに、自己負担1割の場合なんですけど、要介護1の方ですと、12,341円看護小規模多機能を使った場合ですね、ひと月これだけかかるかな、というところです。
菅野会長	このミニ特養運営母体はやっぱり社会福祉法人になるんですか。
東内保健福祉部長	基本的に社会福祉法人になります。29床なので単体の分としては採算性が非常に厳しいところになると思いますから、いわゆるサテライト的な運営が考えられます。今は職員配置も大分、緩和されているのと、市内には和光福祉会がありますので、これに公募をかけた時には和光福祉会の参入も考えられています。 もう一方で、板橋区と朝霞市あたりからも半径・距離数でいくと、サテライトは、いわゆる兼務ですね、人員の兼務ができますので、参入を期待して、基本的には社会福祉法人といったところを考えております。
菅野会長	介護のワーカーも、非常に少なくなってきていて、こういう施設がどんどんできてくる反面、働く人が非常に見つけにくく、近隣のサテライトでやっていただければいいのかもしれませんが、それ以外の施設からの引き抜き、施設間競争になってしまいますね。 ほかにはないでしょうか。ないようでしたら、採決に移りたいと思います。 承認を求める事項1「第6期 和光市 介護保険事業計画に基づく北エリアにおける『グループホーム及び看護小規模多機能型居宅介護の併設型施設』と『地域密着型介護老人福祉施設及び定期巡回随時対応型訪問介護看護サービスの併設型施設』の整備について」について、原案のとおり承認することについて、ご異議ございませんか。
各委員	(異議なし)

菅野会長	ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。 次に移らせていただきます。 承認を求める事項２「第６期和光市介護保険事業計画に基づく中央エリア及び南エリアにおける『定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス』の整備について」について、事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、承認を求める事項２「第６期和光市介護保険事業計画に基づく中央エリア及び南エリアにおける『定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス』の整備について」、ご説明いたします。 こちらの整備内容ですけれども、中央エリアの定期巡回サービスは、本町のＣＩハイツ周辺に、平成２８年に整備を予定しております。 南エリアの定期巡回サービスは、白子２丁目ＤＩＫマンション周辺に、平成２８年度整備予定となっております。 現在、和光市では、西大和団地のジャパンケアさんが１箇所、サービスを提供していただいているだけで、他には定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの事業所がない状況です。この２箇所増やして、計３箇所に第６期中に増やす予定となっております。 承認を求める事項については、１点です。事業者の選定方法について、こちらも公募を実施し、事業者を選定する予定です。 整備の予定のスケジュールですが、同じく平成２８年１月に公募を実施し、３月頃、運営協議会を開催し、事業者を決定し、２８年度中に開所できたらと考えております。 以上、ご審議いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
菅野会長	事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたらお願いします。
木暮委員	私はＣＩハイツに住んで、非常にありがたいことに感謝を申し上げますが、本町といっても結構あるんですね。ＣＩハイツ周辺、ＤＩＫ周辺、この地域を固定した理由は为什么呢？
事務局	以前、計画策定の際にもお話をさせていただいていますけれども、まず和光市の高齢化率は、全体でみると１６％くらいで、いわゆる中高層住宅が集まって一団地化したところというのは、西大和団地も含めまして、やはりかなり市内でも高齢化率が非常に高くなって

	いるところ。例えば、西大和団地であれば36%、それからC Iハイツであれば33%、そしてD I Kマンションでは36%、といった数値で、他のエリアよりもその一団地化した集合住宅のところで、ぐっと高くなっているというのが一つの要因ですね。 高齢化しているといってもいろいろな要素がございまして。例えばC Iハイツであれば、いわゆる団塊の世代の方々が多くいらっしゃる、D I Kマンションであれば、団塊の世代からいわゆる75歳の間くらいまでのもうちょっと上の方々がいらっしゃる、といった特徴があります。そうした中で、いろいろ計画策定の際に行った調査結果とかをみていた中で、C Iハイツであれば栄養改善が必要な方、例えば低栄養の方がいらっしゃる傾向が多いとか、D I Kマンションであれば脳卒中とか糖尿病のリスクが高いとか、いろいろみえてくる訳ですね。そういった中で、エリアとして、D I KマンションとC Iハイツ周辺といったところを選んでいただいているところがございます。 今回お示ししているところは、C Iハイツ周辺、D I Kマンション周辺としておりまして、あくまでもC Iハイツの中だけではなく、そのエリアを拠点として、近隣にもサービス先を広げていくといった予定になっております。こうしたところを整備していく中では、やはりその要介護とか重度になったときに、選択肢が広がって、ご自宅で過ごせるということで、今回提案させていただいています。以上です。
木暮委員	対象者を考えて、C IあるいはD I Kマンションということはよく分かりました。競争相手の西大和団地はどうなっているんでしょうか？
事務局	西大和団地につきましては、委員としてご参加いただいている千葉さんもいらっしゃいますが、ジャパンケアさんが既に先行して、いわゆる団地の中の定期巡回のモデルとして既にスタートしているところ。同じように西大和団地に加えて、周辺にもスタートさせているところ。
木暮委員	非常に西大和団地は進んでいるようです。C Iハイツもよろしく願います。以上です。
菅野会長	ほかにいかがでしょうか。

金子（好）委員	1つお聞きしたいんですけれども、グループホームその他の施設について、今後、和光市がどの程度作る予定でいらっしゃるのでしょうか。
事務局	基盤整備自体は、計画を作る際にニーズ調査を行って「どこのエリアに、こういった状態の方が、どれだけいらっしゃるか」ということを踏まえて、「どの地域に、こういったことが必要なのか、足りてるのか足りてないのか」を考えながらやっていきます。 第6期計画の中で掲げた、その北エリアのグループホームと看護小規模多機能型居宅介護を併設したものを、今回は必要だろう、今期計画の中ではまずこれが必要だよ、と。ですから第7期にも同じように調査をして、その時点の基盤の整備状況をまず見ながら、それに加えて「今こういった方が、どれだけいらっしゃるのか」を見極めた中で、整備等を決めていくところになっております。まず何個作ろうというのが先にあるのではなくて、「こういった方が、どれだけいらっしゃるから、どれだけ作るか」ということを、計画の中で盛り込んでいるところでございます。
金子（好）委員	ありがとうございます。
菅野会長	ほかにいかがでしょうか。 なければ採決に移ります。承認を求める事項2「第6期和光市介護保険事業計画に基づく中央エリア及び南エリアにおける『定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス』の整備について」、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
各委員	（異議なし）
菅野会長	ありがとうございます。それでは、賛成ということで、承認します。その他、事務局からありますか。
事務局	事務局からご連絡いたします。次回の第3回介護保険運営協議会は、11月6日（金）午後1時30分から第2委員会室で開催する予定です。主に介護保険特別会計の補正予算についてのご審議をいただきたいと思っておりますので、ご予約をお願いいたします。また、11月15日（日）には市民まつりがございまして、その時に長寿

菅野会長

あんしん課では、介護予防測定会を実施してまいります。もしよろしければ、足を運んでいただいて、ご自分の健康チェックをしていただければと思います。本日はどうもありがとうございました。

他にはないでしょうか。

それでは、これで平成27年度第2回和光市介護保険運営協議会を開会させていただきます。どうもありがとうございました。

《 閉 会 》

議事録署名人

_____ 印

_____ 印